

児童デイえがお：事業所番号1156505420

(別紙5)

公表

事業所における自己評価結果 児童発達支援

事業所名		児童デイえがお				公表日	令和 7 年 3 月 1 日
		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点	
環境・体制整備	1	利用定員が発達支援室等のスペースとの関係で適切であるか。	12	0	厚生労働省の定める「放課後等デイサービスガイドライン」における基準床面積を確保しています。		
	2	利用定員や子どもの状態等に対して、職員の配置数は適切であるか。	12	0	職員配置数について法令では、子供10人に対して職員3名の配置が義務づけられています。えがおでは、子供10人にに対し、職員5名を配置しています。		
	3	生活空間は、子どもにわかりやすく構造化された環境になっているか。また、事業所の設備等は、障害の特性に応じ、バリアフリー化や情報伝達等、環境上の配慮が適切になされているか。	11	1	完全バリアフリーを目標としつつ、トイレ内への手すりの設置やトイレ前の段差を底上げして段差をなくせる様工夫しています。		
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか。	12	0	生活空間は様々な活動に対応できる様に家具や物の設置は必要最低限にしています。		
	5	必要に応じて、子どもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。	12	0	必要な場合や子どもからの申し出があった場合はカーテンで仕切って一人になれる空間が提供出来る様になっています。		
業務改善	6	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	12	0	日々の昼礼での情報共有や、スタッフノートを活用してPDCAサイクルを行っています。		
	7	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	12	0	ご記入いただいた評価表を基に会議を行い、すぐに改善に着手できる事柄については実行させていただいている。		
	8	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	12	0	日々の昼礼時や日々の振り返りの時に様々な意見をいただき、頂いた意見を職員間で共有して可能な事や必要な事は実行しています。		
	9	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。	0	12		現在第三者評価は行っておりません。えがお全体で協議して必要に応じて外部評価を実行したいと思います。	
	10	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	12	0	外部研修には可能な範囲で出席出来る様に取り組んでいます。また、月に一度会社全体でオンライン会議を実施しています。		
適切な支援の提供	11	適切に支援プログラムが作成、公表されているか。	12	0	支援プログラムに関しては5領域を踏まえ、職員の方々に広く意見を聴衆して決定しています。公表に関しては配布すると共にHP上でも閲覧頂ける様にしています。		
	12	個々の子どもに対してアセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、個別支援支援計画を作成しているか。	12	0	個別支援計画書は最長六ヶ月の更新期限に囚われる事なく、必要性がある時は保護者様と念密にモニタリングを行い必要な課題設定や支援方法を共有して新たに個別支援計画書を作成しています。		
	13	個別支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、子どもの支援に関わる職員が共通理解の下で、子どもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	12	0	個別支援計画書の更新際は対象児童の事前会議を実施し、職員全体で課題の達成度合いや新たな課題点について話し合いを行っています。		
	14	個別支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	12	0	支援内容の確認など、職員の方がいつでも個別支援計画書を確認できるようにファイリングされ展開されています。		
	15	子どもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	12	0	スタッフノートやヒヤリハットなど、様々なツールを用いて可視化されています。		
	16	個別支援計画には、児童発達支援または放課後等デイサービスのガイドラインの「提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、子どもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。	12	0	個別支援計画書はガイドラインの定める所の4つの基本活動や5領域を踏まえ、それらを主軸にモニタリングにて課題の提案や保護者様のご意向を基に支援内容を設定しています。		
	17	活動プログラムの立案をチームで行っているか。	12	0	活動プログラムに関しては5領域を踏まえ、職員の方々に広く意見を聴衆して決定しています。公表に関しては配布すると共にHP上でも閲覧頂ける様にしています。		
	18	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。	12	0	職員の方々に広く意見を聴衆して新たな遊びや活動を考え、立案しています。	日々の活動プログラムに更に幅が持たせられる様に検討してまいります。	
	19	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成し、支援が行われているか。	12	0	個別活動と集団活動を組み合わせて児童発達支援計画を作成し、その日の様子を加味して支援を展開しています。		

	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	12	0	当日以前の出来事はスタッフノートやヒヤリハットで確認し、昼礼にて申し送りや全体的な注意事項や個別の留意点などを確認しています。	長期休暇の時などは支援開始前の打ち合わせが難しい場合もある為何か改善案がないかと模索中です。
	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	12	0	支援終了後は顔を合わせられるスタッフ間では振り返りや気付きなどを共有しています。それ以外のスタッフへはノートにて共有しています。	
	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。	12	0	特筆事項についてはスタッフノートや各種記録媒体にて伝達されています。検討事項や改善事項は都度昼礼等にて検討されています。	
	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	12	0	日々の生活の様子などをモニタリングして必要性に応じてモニタリング、計画書の更新を行っています。	
関係機関や保護者との連携	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、その子どもの状況をよく理解した者が参画しているか。	12	0	児童発達支援管理責任者を筆頭に主任等が会議に参加しています。	
	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	12	0	協力医療機関協定を締結しております。各児童における持病やかかりつけ医の有無は保護者様にご契約の段階で確認して対応方法などを共有しています。	
	併行利用や移行に向けた支援を行うなど、インクルージョン推進の観点から支援を行っているか。また、その際、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	12	0	包括的な支援を行う為に保護者様の許可を得て各施設等に必要に応じた聞き取り等を行っています。	
	就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	12	0	就学以降の際には進学先の先生と生活の様子や支援内容等の情報共有を行っています。	
	地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要に応じてスーパー・バーバイズや助言等を受ける機会を設けているか。	12	0	必要に応じて各施設と連携を図り助言等を頂いております。	
	保育所や認定こども園、幼稚園等、放課後児童クラブ、児童館との交流や、地域の中で他のこどもと活動する機会があるか。	12	0	公園遊びなどで地域の他のこどもと関わっています。	
	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。	12	0	送迎時の申し送りや連絡帳、必要に応じて個別での面談等をして日々の共通理解を図っています。	
	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレンツ・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	1	11		現在家族支援プログラムは開催しておりません。保護者様のニーズに応じて開催を検討致します。
保護者への説明等	運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	12	0	契約時に丁寧に説明させていただき、不明点がないか確認して質疑応答しています。	
	個別支援計画を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	12	0	モニタリング時に保護者様のご意向を最優先として最善の利益に繋がるように個別支援計画書を作成しております。	
	「個別支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ているか。	12	0	新たに作成した個別支援計画書を配布して同意を得てからサインを頂いています。質問等は隨時受け付けております。	
	家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。	12	0	保護者様からのお悩み等は隨時受け付けています。必要に応じた助言や関係機関の斡旋、家庭連携支援等問題の解決につながる様に支援しております。	
	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。	1	11		保護者様のご意向を踏まえて現在父母会は開催されておりません。アンケート等を通して必要性に応じて開催を検討致します。
	こどもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	11	1	利用者様や保護者様から相談や申し入れがあった場合は迅速に検討して必要に応じた対応を実施しております。	
	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	12	0	LINEを使用して日々の生活の写真を送らせていただきたり、HPに活動の実施状況の情報発信を行っています。	
	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	12	0	個人情報について記載のあるファイルは常時鍵付きのロッカーにて細心の注意を払い取り扱わせております。	
	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	12	0	障害のある利用者様は勿論のこと、障害のある保護者様への出来うる最大限の配慮をさせていただいております。	
	事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図っているか。	1	11		防犯の観点からも行事への招待は行っていません。保護者様のニーズに応じて開催を検討致します。
	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	12	0	各マニュアルは策定済みです。今後とも、定期的にスタッフへの周知をはかりさらに、定期的なマニュアルの見直しも進めていきたいと思います。	

非常時等の対応	43	業務継続計画（BCP）を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	12	0	業務継続計画を策定し、地震・火災・水害・防犯の避難訓練をマニュアルに従って実施しています。実施後の総括を行い、実施報告書を全保護者様への配布を行っています。	
	44	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認しているか。	12	0	契約時に面談にて事前に服薬などの子どもの状況を確認しております。	
	45	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか。	12	0	保護者様に医師の指示書の有無を確認し、指示書がある場合は指示書のコピーを頂き、指示に応じた対応を指導員に周知して対応しております。	
	46	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	12	0	安全計画を作成し、計画応じた研修や訓練等を実施して指導員の安全管理意識意識の向上を図っています。	
	47	子どもの安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組内容について、家族等へ周知しているか。	12	0	必要に応じて、その利用者様に応じた安全確保を保護者様と協議の上決定して指導員へ周知して全員で安全確保に勤めています。	
	48	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	12	0	ヒヤリハットはいつでも確認出来る様にファイリングし、事案に対しての再発防止に向けた事例検討会を開催しています。	
	49	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	12	0	虐待防止に関する研修へは社内外問わず積極的に参加していただいております。社内でも月に一度会社全体でオンライン会議を実施しています。	
	50	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。	12	0	身体拘束の必要性については保護者様に事前に確認をして、どのような場合でも少しでも身体拘束の必要性があると判断した場合は事前に保護者様に説明をして同意書を得ています。	